

vol.47-7 (通算 532 号)

2017年10月号

やどかり

2017年10月15日発行

(毎月1回15日発行)

1987年12月19日第三種郵便物認可

発行人 公益社団法人やどかりの里

代表者 土橋 敏孝

〒337-0043

さいたま市見沼区中川 562

TEL 048-686-0494

FAX 048-747-7030

定価 50円 (含会費)

## 就労継続 A 型事業所の閉鎖，大量解雇 今こそ，障害者雇用本格的検討を

この夏から秋にかけ、各地で就労継続支援 A 型事業所の廃業が続き、そこで働いていた人たちが解雇されるという事態が続いている。

就労継続支援 A 型事業（以下、A 型事業）は、障害者総合支援法に位置づく、障害者を雇用する事業形態である。やどかりの里でもやどかり情報館が A 型事業を運営している。

やどかり情報館は精神障害者福祉工場として運営していたが、法律改正で雇用型である A 型事業を選択した。福祉工場の時には雇用契約だけだったが、A 型事業では利用契約も必要で、矛盾があることを問題提起してきた。

A 型事業所は目覚ましく数が増えていった。2012年1344か所から2016年には3419か所に増加、働く人も約3倍となり、その内44.6%が精神障害者である。2012年には43.3%が社会福祉法人だったが、2016年には営利法人が53.5%を占め、それに伴って平均賃金も低下傾向だ。仕事内容も企業からの下請け作業に類似するものが多く、最低賃金以上を稼げる仕事ではないと指摘されていた。

A 型事業所の閉鎖に伴う大量解雇事件は、岡山県倉敷市と香川県高松市で A 型事業を運営していた一般社団法人あじさいの輪と株式会社あじさいの友が運営する計5事業所を廃止することに伴い、7月末に226人を解雇したことが発端だ。この後、愛知県に本社を置く株式会社障害者支援機構が愛知の2事業所、大阪・千葉の各1事業所、さいたま市の2事業所の計6事業所を一斉に閉鎖した。さいたま市内では同時期にもう1か所閉鎖されている。わかってい

るだけで400人以上の障害のある人が突然職を失った。

A 型事業所の問題は、かねてから指摘されてきた。厚労省は、短時間雇用の事業所が増えてきたことに着目し、減算の仕組みを導入してきた。今年度より A 型事業の指定基準が変更になり、自立支援給付費から障害のある人の賃金支払いが禁止され、この指定基準の変更が大量解雇の要因の1つになった。

A 型事業所大量解雇事件の本質は、法の設計そのものにある。営利を目的とする企業の参入を推奨し、障害者福祉の事業を市場化していくという障害者自立支援法（現在の障害者総合支援法）、多様な経営主体の参入が、障害者福祉の質の向上につながるの目論見に誤りがあった。

A 型事業所に精神障害者の多くが雇用されていたという事実も重い。雇用されて、ある一定の賃金を得たいというごく当たり前の願いに合致する事業所でもあったのだろう。地域に彼らのニーズに応える事業所がなかったということか。突然、仕事と収入を失った人たちへの支援が最優先だ。

皮肉な見方だが、自立支援給付費で賃金を払っていたことは、障害者の所得保障制度として必要とされている賃金補填にあたるのではないかという人もいる。A 型事業所大量解雇事件を運営主体の問題で片付けず、これを機に本格的な障害者雇用のあり方の議論を始めるべきではないか。